

東日本大震災被災地に対する、市の支援経過をお知らせします(7月1日現在)

【人的支援について】

市は、これまで7名の職員を被災地へ派遣してきました。

派遣された職員は、それぞれ被災地で、避難所支援や、り災証明書等の発行業務にあたりました。

また第一小学校勤務の教員1名も、東京都教育委員会を通じ、宮城県大河原町立大河原小学校へ1年間派遣されています。

今後も、被災地への職員派遣は継続していく予定です。



浪江町臨時役場の様子



避難所内部の様子。避難者と寝食をともにし、避難所の支援にあたりました。

【職員派遣の状況】

	派遣期間	派遣場所
市職員1名	5月2日～5月7日	岩手県大槌町
市職員1名	5月10日～5月15日	岩手県釜石市
市職員1名	5月30日～6月4日	岩手県釜石市
市職員1名	6月16日～6月23日	福島県浪江町臨時役場(福島県二本松市)
市職員2名	6月23日～7月1日	岩手県釜石市
市職員1名	6月26日～7月3日	福島県いわき市

【物的支援について】

(1)義援金

義援金116,600,002円(4月30日までの受付分)を5月23日、市長から日本赤十字社東京都支部事務局長に渡す。

(2)支援物資の受付

福祉センターにて物品を限定して受付、3月25日、4月5日に搬送(現在一時中止)。

(3)市備蓄品の提供

3月28日、4月27日に被災地へ提供。

(4)避難者の一時受け入れを実施

福島原子力発電所の事故に伴う避難者を3月19日～4月19日まで、福祉センターに受け入れ(13人)。

(5)避難者の住まいの提供

居住可能な空き家、集合住宅の一室などを無償で一年間程度提供いただける方の募集(6月13日現在、11件の申し出)。

(6)市営住宅の提供

提供戸数3戸、入居期間当面6か月間(家賃・敷金免除)。

(7)自転車の提供(4月19日)

NPO法人(災害建造物復旧・復興支援会議)を通じ、日本青年会議所の協力を得て、条例に基づき所有権を得た放置自転車を宮城県栗原市へ37台提供。

(8)避難者に対し、ふっさげんきサポートカードを発行

さまざまなサービスや使用料の免除が受けられる「ふっさげんきサポートカード」を希望する避難者へ配布。



義援金の提供



支援物資の提供



自転車の提供



ふっさげんきサポートカード

平成22年度 情報公開制度・個人情報保護制度 運用状況

▼「情報公開制度」▼

情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんからの請求に応じて情報を市が公開する義務を負うことで、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進することを目的とした制度です。

この制度は、市が保有する情報が対象となり、公開を原則としますが、個人のプライバシーに関する情報等公開できないものもあります。

■市政情報の公開請求などの状況

平成22年度の市政情報の公開請求などの状況は、表3のとおりです。

▼「情報公開審査会」▼

この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する不服の申立てを審査したり、情報公開制度の運営について審議したりします。

平成22年度は、1回開催されました。

▼「個人情報保護制度」▼

個人情報保護制度とは、自己の情報に限り、開示・訂正・利用停止を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の取扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライバシーを保護する制度です。

■保有個人情報の開示請求などの状況

平成22年度の個人情報の開示請求などの状況は、表2のとおりです。なお、訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。

■保有個人情報取扱事務の届出状況

実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、または廃止しようとするとき、市長に届け出て、これを公示することが義務付けられています。

平成22年度の届出状況は、表3のとおりです。

■目的外利用と外部提供の届出状況

市民の個人情報は、収集の目的の範囲内で利用することを基本としていますので、市の内部ではかの目

的に利用(目的外利用)したり、市以外のものに提供(外部提供)することは、原則禁止されています。

しかし、①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合③災害時において、緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めていくうえで公益上やむを得ないと認められる場合で個人情報保護審議会の同意を得たとき、のいずれかに該当する場合には、例外として目的外利用、外部提供をすることができます。

平成22年度の目的外利用・外部提供の届出状況は表3のとおりです。

▼個人情報保護審議会▼

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正・非利用停止等の決定に対する不服申立てを審査します。

平成22年度は、2回開催されました。

●制度を利用するには●

請求の方法

【市政情報の公開、自己情報の開示等の請求や相談】

市役所第一棟5階「情報公開・個人情報保護コーナー(総務課)」にお越しください(電話等での請求はできません。請求書等は市ホームページからダウンロードして使用することができます)。

※市政情報の請求は、インターネット(東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービス)を利用しても行なうことができます。

※自己情報の開示等の請求は、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)を、訂正請求は、訂正請求の内容が事実と合っていることを証明する書類も提示してください。

公開などの決定

【市政情報の公開または自己情報の開示】請求があった日の翌日から14日以内に公開・開示するかどうかを決定し、お知らせします(公開・開示できない場合は、その理由をお知らせします)。

【自己情報の訂正】必要な調査を行ない、請求があった日の翌日から30日以内に訂正するかどうかを決定し、お知らせします(訂正しない場合は、その理由をお知らせします)。

公開などの方法

【市政情報の公開または自己情報の開示】お知らせした日時に原本の閲覧または写しの交付により行

ないます(公開・開示する情報によって、原本の写しを閲覧していただく場合があります)。

※自己情報の開示にあたっては、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

費用

【市政情報や自己情報の閲覧】無料

【写しの交付や郵送】その作成などにかかる費用

※住民票の写しの請求など、別に法令等で手続が定められているものは、この制度の適用外です。

※制度の概要等、詳細は市ホームページをご覧ください。

※市役所1階の「情報スペース」では市政情報についての自由な閲覧や、コピー(有料)ができます。

問合せ総務課法制係☎551-1536

■(表1)市政情報の公開請求などの状況

区分	請求件数	決定内訳			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開	
公開請求	9 (16)	6(10)	2(5)	1(1)	0(0)
任意的公開申出※	1 (0)	0(0)	1(0)	0(0)	△
合計	10 (16)	6(10)	3(5)	1(1)	0(0)

※任意的公開申出とは、市民の方など公開請求をすることができる方以外の方からの請求です。

■(表2)個人情報の開示請求などの状況

開示請求の件数	決定内容			不服申立て
	全部開示	一部開示	非開示	
9(11)	7(5)	2(2)	0(4)	0(0)

■(表3)保有個人情報取扱事務、保有個人情報目的外利用及び保有個人情報外部提供の届出状況

区分 実施機関	保有個人情報取扱事務件数	保有個人情報目的外利用件数	保有個人情報外部提供件数
市長	351(339)	154(131)	40(38)
教育委員会	97(99)	11(11)	7(7)
選挙管理委員会	8(6)	7(5)	2(2)
監査委員	1(1)	0(0)	0(0)
農業委員会	1(1)	1(1)	0(0)
固定資産評価審査委員会	1(1)	0(0)	0(0)
議会	3(3)	0(0)	0(0)
合計	462(450)	173(148)	49(47)

※表1、表2、表3とも()内は平成21年度の件数